

育成就労 日本語講習ケース別早見

制度運用開始 令和9年4月1日

前提 入国前講習を必ず実施し、入国後講習は短縮規定を適用（規定時間の2分の1）

2026年9月作成

入国前の日本語能力で3つに分かれ、入国後はA2に合格できたかで特定技能1号への移行可否が決まります。／監理支援機関・育成就労実施者向け

入国前の日本語能力	入国前講習（本国）	入国後講習（配属前・業務従事不可）	開始1年以内	育成就労 3年間	3年目・特定技能1号（日本語要件）
ケース A A1（N5）なし N5・JFT-Basic 等に未合格	入国前講習 160 時間以上 A1相当講習 100h 入国前・オンライン ※ 修了から6か月以内に入国後講習を開始	入国後講習 160 時間以上 A1相当講習 100h 入国後・対面 残り 60h に他の3科目を配分	A1相当試験を受験 中間的評価 合格までは求められない	A2目標講習 ※1 100 時間以上 受講機会の提供が義務 ※ 入国時にA2未取得なら必須か、途中で合格すれば不要か、明記がなく不明	3年目までに A2 に合格したか 合格 特定技能1号へ移行できる 不合格 日本語要件を満たさず移行できない
ケース B A1（N5）あり N5・JFT-Basic 等に合格済	入国前講習 110 時間以上 ※ 修了から6か月以内に入国後講習を開始	入国後講習 110 時間以上 A1相当講習は不要 日本語の科目は必要（認定機関以外でも可）	A1は合格済 該当なし	A2目標講習 ※1 100 時間以上 受講機会の提供が義務 ※ 入国時にA2未取得なら必須か、途中で合格すれば不要か、明記がなく不明	3年目までに A2 に合格したか 合格 特定技能1号へ移行できる 不合格 日本語要件を満たさず移行できない
ケース C A2（N4）あり N4・JFT-Basic 等に合格済	入国前講習 110 時間以上 ※ 修了から6か月以内に入国後講習を開始	入国後講習 110 時間以上 A1相当講習は不要	A2まで合格済 該当なし	A2目標講習 ※1 不要 日本語の目標は達成済み	日本語要件は充足済み 特定技能1号へ移行できる ※ 技能に関する要件は別途

※1 A2目標講習の費用・労働時間・記録

費用は育成就労実施者または監理支援機関が負担します。受講時間を労働時間として扱う義務はありません。受講完了時は、受講証明書等を育成就労計画の履行状況に関する管理簿とともに育成就労実施者が保管します。